

令和 6 年

第 2 回西原村臨時会会議録

令和 6 年 7 月 1 2 日

令和 6 年 7 月 1 2 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和6年第2回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
7月12日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議 (議案第50号～ 議案第51号)</li></ul>	

# 提 出 議 案 等

(令和6年7月12日提出)

(村長提出議案)

議案第50号 工事請負契約の締結について（西原村構造改善センター大規模改修工事）

議案第51号 工事請負契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（I期））

## 目 次

### 第1号（7月12日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第50号～51号）	5
日程第 4 議案第50号 工事請負契約の締結について（西原 村構造改善センター大規模改修工 事）	6
日程第 5 議案第51号 工事請負契約の締結について（西原 村役場庁舎改修工事（I期））	14
閉 会	20
署 名	21

第 1 号 ( 7 月 1 2 日 )

## 令和6年第2回西原村議会臨時会会議録

令和6年7月12日、令和6年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和6年7月12日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第50号～第51号）
- 日程第 4 議案第50号 工事請負契約の締結について（西原村構造改善センター大規模改修工事）
- 日程第 5 議案第51号 工事請負契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（I期））

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君



6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
産業課長	中 西 聡 君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和6年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、小城保弘君、7番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

令和6年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約の締結についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第50号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます工事請負契約につきましては、「西原村構造改善センター大規模改修工事」につきまして、特定建設工事共同企業体による指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第51号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回、提案させていただきます工事請負契約につきましては、「西原村役場庁舎改修工事（I期）」につきまして、指名競争入札により契約の相手方

が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました議案2件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）

○産業課長（中西 聡君）おはようございます。

議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年7月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西産第1号、西原村構造改善センター大規模改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2億350万円（税抜額1億8,500万円）。

4、契約の相手方、豊・住商特定建設工事共同企業体、（代表者）所在地、熊本県熊本市東区山ノ内一丁目3番1号、会社名、株式会社豊工務店、代表者、代表取締役、鉄谷浩之。（構成員）所在地、熊本県熊本市東区小山四丁目9番70号、会社名、住商産業株式会社、代表者、代表取締役、内田大和。

主な工事概要につきましては、西原村構造改善センターの大研修室の特定天井の改修、大研修室以外のその他の天井の改修、トイレのユニバーサルデザイン化、劣化調査に基づきます屋根・外壁の改修、浄化槽の入替えなどの改修工事一式でございます。

本工事につきましては、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を6月28日に行い、業者が決定いたしましたので、今回ご提案させていただくものでございます。

なお、参考資料といたしまして、次のページに公共工事請負仮契約書の写しを添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

こういう工事になりますと、村外の業者の名前が上がってきますけれども、実質、西原村には、こういう作業される業者というのは入札願出されているのかお聞きします。それと、何社で競われたのかお願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回、設計金額等も2億円ということで、また、改修の工事の種類、工種が多岐にわたりますと、県内でも信頼のある業者の選定と思い、県内の建築工事A1ランクの業者を優先して指名委員会のほうにご提案させていただきました。

ちょっと構造改善センターの防災の観点からも、イベントの観点からも、早期に改修工事を終わらせたいという思いもあり、村内の比較的小さい企業さんではなく、県内の技術者が豊富な業者さんをお願いしたいということで、今回、指名委員会のほうにご提案させていただきました。以上でございます。

何社で、今回、入札を行ったかと言いますと、産業課から指名委員会のほうにご提案させていただきましたのは、予備指名の業者でございますが、A1の業者、村内近隣でA1の業者、建築を持たれているA1の業者10社と、同じく、村内近隣でA2の業者12社を予備指名として出させていただきました。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

工事内容が多岐にわたっているようですけれども、これは閉鎖した状態でされるのか、スパン、スパンで分かれて使える部分は使われるのか、トイレとかもされているみたいなので、今から3月までの間、ここはどうなるのかを教えてください。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

産業課といたしましては、今から業者さんと打合せを行っていくところなんですけれども、一遍に工事にかかるのではなく、構造改善センターで手を入れないところは、使用しながら工事を進めていければと思っております。

浄化槽の入替えにつきましても、旧浄化槽を残して新しい浄化槽を設置した後に、旧浄化槽を撤去するというような段取りでいこうと思っておりますので、シルバー人材センターさんとか料理教室されているかと思いますが、調理室とかは使われながら、工事が入るときにはちょっと中止していただくようなご相談を前もってさせていただきながら、使用しながら、完全閉鎖とならないように工事を進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）はい、ありがとうございます。

ぜひ、工事しながらというのもあると思いますので、安全対策を十分に取っていただきたいと思います。

また、この金額、結構な金額ですけれども、これで構造改善センターの修理は全て終わると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）今の坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回、工事発注のきっかけになりました、建築基準法の改正に伴います特定天井が支持力不足というところが、まず、今回改修のきっかけでございました。

天井の改修あたりはそれを行ったんですけれども、その後、コロナの接種会場となりまして工事を見合わせていたのですけれども、接種会場になったときに雨漏り等も頻繁に、ちょっと横殴りの雨が降ったときには雨漏りがするというところで、接種会場期間中に劣化調査のほうを行わせていただきまして、外壁、天井の劣化調査を行わせていただきました。そこで出てきた不具合、ひび等につきまして、今後の工事の中で対応できるように工事の中に組み込んでいるところでございます。

電気関係につきましては、改修とか調査とかは行ってございませんので、全て終わったという表現がちょっとできないような気がいたしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

すみません。今回の件じゃなくて、工事としての関連でちょっと質問させていただきます。

村の工事や県道の工事を請け負っておられた請負業者さんが破産手続をされましたが、工事は全て終了しているのか、その現在の状況と今後の計画はどうなっているのかを教えてください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、この案件につきましては、西原村で3件、約1,000万円から1,200万円台の工事が3本です。道路災害復旧工事が2本、農災が1本ということで。

まず、令和6年4月1日に、請負業者の受任弁護士より破産申立てに向けた受任通知書、私が受任しますということで、建設課のほうにファクスで連絡が届きました。その後、直ちに熊本県と保証協会のほうに相談に伺って、その後、令和6年4月4日に、受任弁護士のほうに3件の工事について契約約款に基づいて工事続行不能届というのが提出されましたので、それを役場

のほうで受理しています。

それから、4月12日に、3件の工事につきまして、請負業者と受任弁護士へ工事請負解除通知を村のほうから送付しております。その後、前払いの補償とか、工事が履行不能の場合の損害補償の保証協会、2つありましたので、解除を行ったということとその保証会社2つにも通知を送っております。

5月9日なんですけれども、5月9日、その3本の工事を全て下請をされていまして、今度、下請の業者さんも弁護士さんに相談されて、その代理人弁護士のほうからも、西原村に対して工事をした分の約1,000万円の支払いをお願いしますということで通知が届いております。

これも、直ちに顧問弁護士さんのほうに相談をしております、今回の事例におきましては、破産管財人手続で中断となっていることで村が早期に焦る必要はないと、あんまりミスリードしないように注意してくださいということで、下請業者の弁護士さんと受任弁護士さんと、なるべく協力して破産に向けての手続をやっていきましょうということで話っております。

5月20日に、今度は受任弁護士さんのほうから破産管財人の決定について通知がっております。受任弁護士さんと破産管財人、今度は2人の弁護士さんということで、これから破産管財人さんの弁護士さんが入ったことで、どこまで工事を終えているのかとか、書類関係がどこまでそろっているのかとかいうのを、いわゆる完成図書に向けてのスケジュール等を共有して、現在も週に1回程度、破産管財人の弁護士さんと情報共有を図りながら進捗を確認しているところでございます。

この破産管財人とうちとの間で清算が終われば、うちのほうにその工事現場というのが返ってくるわけでございます。けれども、現在は中断しておりますので、うちが、例えば工事の途中で防護柵とか、そういうのをしたいところなんですけれども、まだうちのほうは手出しをしないということで話っておりますので、この破産管財人を通して、危ないところとかは連絡をして随時対応をしていただいているところでございます。

下請業者さんが2社おられたんですけれども、この2社については、現在、今、把握しているところでは、代理人弁護士さんを通して同意というか清算、ある程度の清算がついているということで話を聞いているところでございます。

もう一つの県工事なんですけれども、県道工事を落札されていた件につきましては、まだ進捗率が全く0ということで、やはり県も村と同様に工事請負契約の解除をされていまして、前払いとか、そういうのはあったと思うんですけれども、保証協会等との話も全てついたということで、6月20日に新しい業者さんが今、決定していると伺っております。工期が6月21日から2月14日ということで、これにつきましてはまだ工事には入ってなくて、今、準備、物、製品を頼んだりとか工程を組んだりとかして、準備ができ次第、

早急に終わらせますということで県から話を聞いているところでございます。

西原村もできるだけ早く清算を終えて、残りの工事につきましても新たに発注をするなどして、全ての工事を年度内に終わらせていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）今の話を聞くと、ちょっと工期の遅れが出るのではないかなというところと、費用の面がやっぱりもうちょっとかかってくるのではないかなと思うんですが、その点の心配はないのでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）工期の遅れにつきましては、先ほど申しました契約解除通知を受理して出しておりますので、一時中断という措置が取られております。

また、金額のほうは保証協会も一緒に入っておりますので、もし請負業者さんがお金が前払い等で払い過ぎて実績と合わないということであれば、その払い過ぎた分は保証協会のほうからうちに返ってくるような感じになっているということで聞いております。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）では、入札に関してちょっとお伺いします。

こっちの入札に関しては、指名委員会で入札のメンバーが決まるとは思いますが、不安材料も考慮されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（田島由紀君）指名委員会の委員長であります私のほうから答弁させていただきます。

令和5年12月12日に指名委員会を開催し、工事の規模を考慮して、村内Aクラスの事業者5社に指名することを決定いたしました。事前に経営状況の情報収集を必ず行っておりますけれども、興信所等の信用情報もその当時なく、そして、さきに県のほうが別件で指名入札をしておりますして、県の指名入札状況も事前に調べるようにしておりますけれども、その中にも——さんって言うっていいのかね、言ったらいけなかった、ごめんなさい。（「中断して取消しをお願いしますね」の声）すみません。当該業者さんのほうが入っておられまして、また、その時点で信用情報もなく、不安材料はないという判断でございました。

また、契約段階においても保証金の保証会社からの保証を受けておりまして、問題はないというふうに判断される状況でございました。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに。

村長。

○村長（吉井 誠君）取消し、訂正をお願いします。（「はい。訂正お願いします」の声）

- 議長（山下一義君）副村長から訂正お願いします。
- 副村長（田島由紀君）先ほどの発言については、事業者名のほうを削除させていただきます。失礼いたしました。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。  
6番議員、中西君。
- 6番議員（中西義信君）今の世の中、契約金額について、当初予算にほぼ近いような金額だと思います。当初予算の構造改善センター、書いてある金額と。もしかしたらこれに関して、今の世の中の中の何でもかんでも高騰している中、当初予算内で収まってよかったと思うのか、本当は出る可能性があったとか、いろいろ何かあったのかなと思って。  
そこら辺の昔で言うところの予算に近いところで県がどうしたのはどうのこうのと昔はよく言われたことがあると思いますけれども、今の時代はそうではないかと思っていますけれども、ほぼ100に近い金額であるところに対しての見解を1つと、当初予算を見ますと予算の財源の振り分けですね。主にその他がメインになるのかなと書いてありますけれども、そこら辺もちょっと教えていただければと思っています。（「暫時休憩」の声）
- 議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時17分）

（午前10時20分）

- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。  
村長。
- 村長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えいたします。

価格の相当性ということでございますけれども、労務等の統一単価、国、県の統一単価は、毎年大体10月ぐらいに単価が県から通知があって下りてきます。年度末にそれをもって積算しまして、年度初めに同じ労務単価等で契約をしますのです、そこら辺、年度が替わったからといって単価改正がある時期では今回はないということでございます。

あと、その物価につきましては物価スライドということで、ある程度の割合で価格が上がったときには物価スライドという通知が来ますので、そのときは工事中であっても、物価スライドの通知が来た案件につきましては、例えば、生コンが何%以上上がったからこの単価を適用してくださいということで通知が来ますので、それに基づいて物価スライドを適用させて、工事期間中のものについては変更とかそういう措置を取っているところでございます。

価格については、最近、積算等も相当な技術で業者さんのほうも頑張っておられますので、うちの公共単価に適正な価格ではないかというふうに思っております。



また、最近、業者さんのほうに話を聞いてみますと、工事案件があっても技術者が不足しているということで、近隣町村のアパート、マンション等も相当数建っております、技術者が不足してよそから呼ばないとなかなか工事が間に合わないという話を聞いておまして、そこら辺も高止まりの要素の一つになっているんじゃないかというふうに予測なんですけれども、しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

産業課長。

○産業課長（中西 聡君）中西議員の2点目のご質問にお答えいたします。

財源につきましては緊急防災対策事業債が、事業対象箇所が特定天井の改修とトイレのユニバーサルデザイン化の工事につきまして、この緊急防災対策事業債が適用されております。

この緊急防災対策事業債、充当率100%の交付税措置率が70%、実質の負担が30%となっております。

一番大きいその他の財源につきましては、復興基金の創意工夫分を緊急防災対策事業債対象外の事業費の90%をつけていただきましたんで、1億5,000万円ぐらいが出ているかと思えます。

この工事につきましては、3,200万円程度が一般財源を充てていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今のお言葉いただいてよかったと思っています。

それは、金額がどでかい工事でございますから、実はこういったことなんだという村長の説明と、予算にしても、こういった形を使ってやっていきますからそんなには負担はかかりませんというところに、話が表に出るのがいいと思って質問しました。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

ちょっと戻って、尾崎議員の工事の件についてですけれども、破産されて3件の工事をもう締結されているという形で、村長から説明がありました。

1件目は県道のほうで、あと2件のほうが残っていて工事ができないということですが、その2件の中でも、2次災害、3次災害のおそれがあるというような工事場所があると思います。なので、そのところを、村としては要するに工事ができないから全然しないのかというふうなほうに一般的には考えますけれども、その辺のところはどう考えておられるのかちょっと説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小城議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、現在は村のほうからは手がつけれられないような状況でございます、破産管財人さんのほうに、随時、こういうところが危ないんで処置をしてくださいというお願いをしているところでございます。

お互いに確認をし合いながら、安全確保という対策を取っているところでございます。

どうしても、まだ清算が済むまでは、物自体は破産管財人のほうということで、顧問弁護士さんのほうからも絶対どういう事情であれ手はつけてはいけないということで話があっておりますんで、破産管財人さんのほうに、随時、お願い等して対処してもらっているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城堡弘君）説明は大体分かりましたけれども、やっぱり2次災害、3次災害が起きるところがあるということで、人命的にも危険な場所があるかと思しますので、そこは優先順位をつけられて、できるだけそういったところは早く対処してもらいたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小城議員の申されましたとおり、連携を取って、実際、今応急処置をしている現場もでございますので、常にパトロール等を実施して、安全確保に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

その業者さん、関連します。前渡金があったかということですが、多分、業者さんとしては当時自転車操業だったんで、村のほうに前渡金以外にちょっと払ってくれと、余分にですね。そういう事実があったのか、なかったのか。それと今、破産管財人に対して補償ということですが、私が現役のときに、破産管財人というのはここだけの問題じゃない、ほかにも抱えている。配当額というのはあってないようなものということになります。結果的には。はっきり言って。補償でそこまで賄うのか、また、賄わなかったら、村が出しとるお金を賄わなかったらどうするのか、そのあたりはどうお考えなのかをお伺いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そうですね。前払い等、工事を、前払いを4割払っていきまして、例えば途中で出来高が上がっていれば中間払いとかやっているんですけども、それを今の書類提出、現場の状況等を破産管財人さんと、今、調整をしております。

その差ですね。うちが払い過ぎていたのか、または、今まで払っている分より、差額等検証しまして、最終的に工事の請負代金に関しましては、保証協会のほうがございますんで、今回は、前払いの保証協会とそれ以外の部分

で、保証協会2つ上がっておりまして、残工事の不足分につきましては、保証協会から役場のほうに補償されるという話を伺っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、工事請負契約の締結について、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）おはようございます。

議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年7月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、総財工第1号、西原村役場庁舎改修工事（I期）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,513万2,000円（税抜額5,012万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町津久礼792番地21、会社名、株式会社東築建設、代表者、代表取締役甲斐浩二。

主な工事概要について、ご説明申し上げます。

築37年経過した役場庁舎の老朽化に伴う庁舎改修として、昨年度に基本設計及び実施設計をさせていただきました。工事につきましては、役場の通常業務の支障にならない施行方法と予算等の状況を考慮し、工期を2か年に分けての実施を計画しております。

今年度は、I期工事といたしまして、1階休養室の会議室への改修、1階保管庫・村長車庫の産業課執務室への改修、また、令和4年度空調設備工事

竣工により現在まで使用しなくなった1階空冷機械室に対しましては、産業課へ改修される1階保管庫の代替え書庫として改修するなどの設計額ベースで、全体工事費の約30%を今年度実施することとしております。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

ただいま総務課長のほうから、I期工事を本年度ということでは3割を行う予定であるということになれば、残りの7割は来年度以降になるかと思えますけれども、先ほどI期工事の中では書庫だったり、産業課の執務室を作るということで、II期工事、来年度以降についての7割、いや、全体的に1億5,000万円ぐらいかなと、3割ということになれば。残りの1億円ちょっとぐらいかかるかなというふうに思いますけれども、その残りはどのような改修を予定されているのかをお知らせいただければと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）高本議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたとおり、今年度は全体工事の3割ということで、来年度以降、第II期以降の工事につきましては、工事費、言われましたとおり1億5,000万円、税抜きですけれども、恐らくそれぐらいの額になるかと思われま。

主な残りの来年度以降の工事につきましては、まず、築37年の老朽化した建物ということで外壁と内壁の劣化等、その辺の改修を行います。それに併せて、またトイレの改修工事ですね。これはトイレ、1階と2階に4か所ありますけれども、今、全て和室。一部洋式になってはいますが、それを全て洋式にいたします。

あと、1階の執務室、2階だったら企画商工課、教育委員会、総務課、1階であればもちろん税務課、住民福祉課、今、産業課等のフロアですけれども、あそこをOAフロアにいたしたいと考えております。

あと、カウンターですね。今現在、1階と2階、それぞれカウンターがありますけれども、カウンターについても取替え工事をしまして、真ん中の通路が狭いので、その辺をもうちょっと考えて、新しいカウンターを設置するとか。

あと、庁舎1階の東側の出入口、県道側のほうです。ほとんど使われていないエレベーターがある側ですけれども、あちらのほうをバリアフリー化。段があるのでエレベーターを使おうとする方で、車椅子の方とかがなかなか

使いにくいので、あれをもうすぐエレベーターのほうに行って、2階に用事がある方が利便性がよくなるような形でバリアフリーにすると。

あと、1階正面の、今、スロープですね。階段を使えなくて正面玄関、自転車駐輪場の裏に出ますけれども、あれが雨が降った場合、そのまま屋根がなかったりしますので、あれにも雨が降ってもそのスロープをゆっくり上っていけるように屋根を設置するなど、いろいろこういう項目のほうを次年度以降やっていこうかなというところで考えております。

また、これにつきましては、来年度どこまで工事をやるのかということのも精査をいたしまして、また議員の皆様方には詳細にご説明申し上げて、予算のほうを認めていただくという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）やっぱり大々的な工事改修という来年度ですけれども、Ⅱ期で終わるのかどうか、そこだけをちょっと確認したいと思っております。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）高本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりこれだけ壮大な改修工事になりますので、私の肌感覚でいきますと、まず1階と2階とを分けてやらないと、やはり業務を完全にストップかけてやるわけにはいきませんので、その辺もまず、ほかの各課との協議も必要になってくるのかなと。

一応、Ⅰ期工事で出来上がった会議室とか大会議室とか、そこら辺を最大限活用して、そこにまず課のほうの業務を移転して、OAフロアなりなんなり扱うに当たっては、ある程度の期間は移動していただかないといけないということで、ある程度工夫をしながら進めていくので、それを具体的にいきますと、今、高本議員がおっしゃるとおり、2か年では終わらず3か年まで引っ張る可能性も、もしかしたら想定しないといけないのかなと、今現在ちょっと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今、総務課長の説明で、まだ頭の中しか浮かびませんけれども、スロープのところの屋根をどうするとかおっしゃられましたけれども、乗り降りもやっぱりね、乗り降り。足の悪い、スロープが要る方がぬれなくて、そこに行けるような形も頭に入っているのかどうか。だから、要は下りるときにスロープに屋根がつくのは……（「ああ」の声）ですけど、やっぱり下りる。できればそこまでちょっと工夫をしていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）中西議員のご質問にお答えいたします。

一応、今現在考えているのは、スロープから屋根をずつつけていくというところで、今現在考えているところなので、また今後の計画になっていきますので、その辺はまた議員の皆様とご協議する部分も出てくるのかなと思っています。一応基本としてこれで行くというところでございますので、その辺はまた協議をさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

今回、庁舎の改修ということで、以前村長がおっしゃられたインフォメーションを置くような計画がありましたけれども、今回はそれはされていないということですか。されるということですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）インフォメーション、総合窓口なんですけれども、まず、今回の工事は休養室を空けて、そこに、ある課が引っ越しをしてもらって、産業課のほう为建设課の西側に移動しますので、そのスペースが空いたときに、臨時的に総合窓口がスペースを使って、工事に支障にならない程度で実験ができないかというふうに思っています。

実験することによって、実際工事をするときに一手間加えたり改善できたりしますので、実験的に総合窓口を来年度ぐらいからできればというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

先日、住民さんたちとお話する機会がありまして、副村長も同席された中で言われたのが、最近農協さんのほうが、今、入り口から入りますと、とても明るく挨拶をしてくれる、農協が相当変わりましたというふうに言われて、入っただけで気持ちがよくなるというのが西原村、今、JAさん、そういうふうになっていまして、私も数日、二、三週間ぐらい前だと思うんですけども、JAに行ったときに自分もそれ感じたんです。

そこで言われたのが、やはり比較されるのがこちら、西原村のこの庁舎になりますけれども、住民さんからすればちょっと入りにくいような感じをみんな醸し出しているというのが実際あるみたいで、ここに行ったら、ちょっとたらい回し。全然分からなくてここに行きますけれども、ここで行ったときには、じゃ、あっちですよ、あっち行ったら、この部分はこっちですよとか言われるような感じと、何かちょっとアウエー感ではないんですけども、ちょっと違う雰囲気味わうと。あの辺をもうちょっとどうにかできないかというふうに言われまして、副村長にも結構言われたかと思うんですけども、内装の色とかも関係するのかなと思いますし、挨拶の仕方とかも、

ぜひ新しい村長になられたので、住民さんが来やすくなるようなところを、やはり住民のための役場というふうに思っていますので、ぜひその辺の改革をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今回改修に当たり、いろんな役所等を職員に見に行ってくれというふうに頼んでいます。同時に職員の対応とか、例えば、ある役場では玄関入ったらすぐインフォメーションの職員さんがおられたりとか、そこで割り振って案内をされるとか、そういういいところとかをなるべく情報収集してくれというふうに話をしています。

私もいろんな町村庁舎に入るんですけれども、やはり自分が通っただけで全員起立されて、元気に挨拶されたりするところもございまして、うちが恥ずかしいなと思うところがたくさんございます。

今回、総合窓口をつくるだけではなく、本当に人も対応できるように、総務課のほうにも研修等、接遇研修等をやってくれという話もしておりますので、総合窓口の整備と併せて、職員の教育等も進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ぜひ、やはり住民さんが話しやすいような、そういう職場であってほしいと思っております。また副村長が結構村民の方と話されております。村民の方もうれしそうに話されて。話し方、うまいんですよ。ぜひ、副村長もご協力して、率先してどうかやってほしいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（田島由紀君）お褒めにあずかり光栄です。村民の皆さんとの話の中で、得るものはたくさんあると感じております。そういった私のほうに直接いただいたご意見も、ちょうどいいタイミングでこの庁舎改修の話があっております。庁舎、建物、ハードもそうですけれども、ソフト面でも村長がおっしゃられたとおり改善して行って、よりよい役場づくりになるように私も頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）監査でも注意はしておりますけれども、庁舎内の棚の整理、非常に物が多くて、災害があったときに危ないなというような棚が幾つもあります。この棚をどうにか整理できないかというような要望です。

そして、部屋が物すごく暗いです、今は。よその町村を見ておりますと、今はどこでも明るいですね。LEDに変えておられるかもしれませんけれども、先ほど坂本君が言いましたように、室内を明るくできるようなそういう工夫をしていただきたい。もう本当に皆さんが庁舎に入られて、ああ明るい

なあ、ここはと。そして、さっき言われましたように挨拶が一番と思いますけれども、そういうのも含めて、棚のほうもどこかにかきれいに整理できるか、今のようにただ足元にいっぱい書類を並べておっても、住民から見れば、何だこれとは思われていると思いますので、そこは特に気をつけて、そういう整理できる棚があれば準備していただき、ないなら別に古い書類もいっぱいあると思いますので、ほかに移転するか、そこら辺は皆さんで考えていただいて、やっていただくならばと思っております。

これはもう代表監査といつも話しております、監査のたびに注意しておりますけれども、やはりなかなか片づいておりませんので、せっかく今度は庁舎を新しく整備されるということであれば、そこは十分に注意していただいて、明るい西原村にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 棚の整理ということでありまして、うちのほうも今後デジタル化、ペーパーレス化を図っていきたいというふうに思っております。

県庁等を見てもみますと、全てではないんですけども、ある課は自分の机がなくて、ただ長机が置いてあって、パソコンとちょっとした道具だけで空いているスペースで仕事をするという取組がなされています。

この前、企業さん訪問したときも自分の机がなくて、こういう長机で空いているスペースで、物はパソコンとちょっとした用具のみで、ほとんど書類もなくペーパーレス化がされていますので、全て一気にとはいきませんが、例えば、総務課とか企画で実験をして、自分の机を置かないでデジタル化に向けてやっていくと、相当片づいていくんじゃないかというふうに思っています。

今回、1階の機械室が倉庫になります。今の外の倉庫のほうを引っ越したりしますので、そのときにもう1回デジタル化できるものはデジタル化にして、不必要なものは全部廃棄したりとか片づけて、できるだけこれから棚が要らないような仕事のやり方に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、工事請負契約の締結について、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）



○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第51号は、原案どおり承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和6年第2回西原村議会臨時会を閉会します。お疲れさんでした。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長                    山 下 一 義

3 番議員                    小 城 保 弘

7 番議員                    西 口 義 充